



交流拠点都市
美柵市
MINE CITY

m.

That's Mine. It's Mine

Mine 秋吉台
ジオパーク構想

第1回 美柵市総合教育会議資料



Mine秋吉台ジオパーク憲章

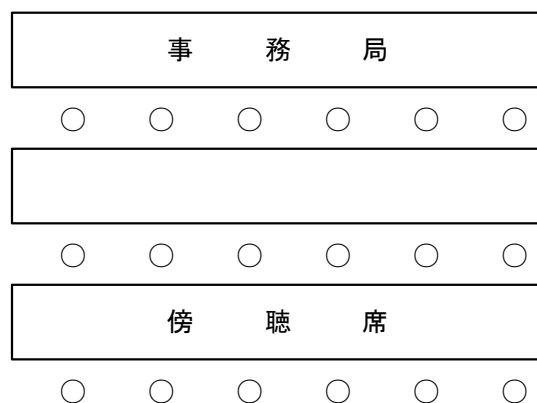
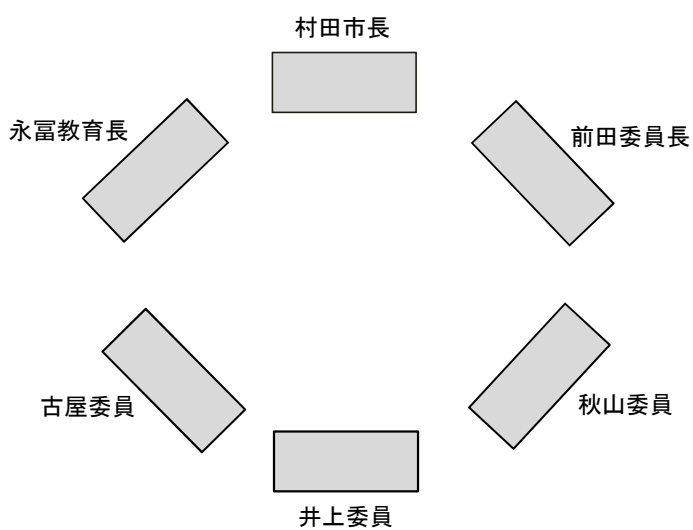
わたくしたちは、ジオパーク活動に取り組み、地域に輝かしい未来が存在することを信じ、持続可能な地域社会を実現するために、この憲章を定めます。

- 一、悠久の歴史がきざまれた「大地」と、先人が培ってきた「文化」を守ります。
- 一、「大地」や「文化」を学び、子どもたちへ伝えます。
- 一、「大地」や「文化」を活用し、地域を幸せにします。
- 一、これらを続けていくことに、喜びを見いだします。

美祢市総合教育会議名簿

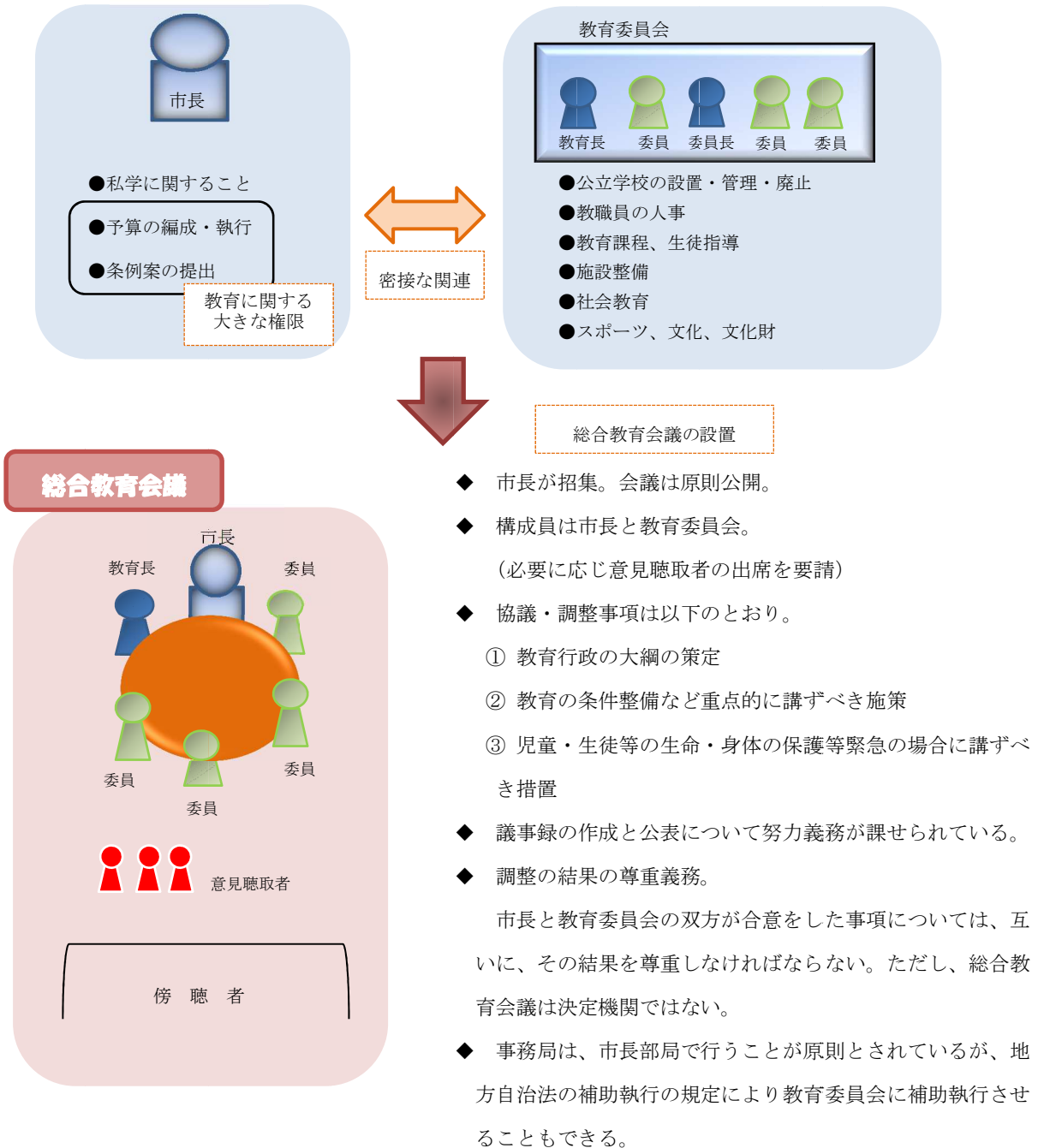
職 名	氏 名
市 長	村 田 弘 司
教 育 委 員 長	前 田 耕 次
教 育 委 員	秋 山 信 登
教 育 委 員	古 屋 道 子
教 育 委 員	井 上 敏 雄
教 育 長	永 富 康 文

第 1 回美祢市総合教育会議配席図



総合教育会議について

1 総合教育会議のイメージ



☆ 市長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、市長が公の場で教育政策について議論することが可能に

☆ 市長と教育委員会が協議・調整することにより、両者が教育施策の方向性を共有し、一致して執行にあたる事が可能に

2 大綱の策定

(1) 大綱の定義

- ① 市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものである。
- ② 教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めることとされている。
- ③ 対象期間は、4年～5年程度を想定している。
- ④ 総合教育会議において、市長と教育委員会が協議・調整を尽くし、市長が策定するものである。

(2) 大綱の記載事項

主たる記載事項は、各地方公共団体の判断に委ねられているが、主として、学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実等、予算や条例提案等の首長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針が考えられる。

(3) 地方教育振興基本計画その他の計画との関係

地方公共団体において、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はない。

☆ 市長は、民意を代表する立場であるとともに、教育行政においては、教育委員会の所管事項に関する予算の編成・執行等重要な権限を有しています。また、近年の教育行政においては、福祉や地域振興などの一般行政との連携が必要となっています。そこで、教育行政における地域住民の意向をより一層反映させる等の観点から、大綱は市長が策定するものとされました。

☆ 地方公共団体としての教育政策に関する方向性が明確化

美祢市総合教育会議運営要綱

(趣旨)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定に基づき、美祢市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 市長は、法第1条の4第3項の規定により会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議の場所及び日時並びに会議において協議又は調整すべき事項を教育委員会へ通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、当該通知に係る事項を市ホームページに掲載して公表するものとする。ただし、緊急を要するとき、個人の秘密を保持するため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認められるときは、この限りでない。

3 前2項の規定は、第1項の規定による通知に係る事項の変更について準用する。

(議事進行)

第3条 会議の議事進行は、市長が行う。

(会議の非公開)

第4条 法第1条の4第6項ただし書の規定により会議を公開しないこととした場合は、あらかじめ、その旨を市ホームページに掲載して公表するものとする。

2 前項の規定は、会議の中途において生じた事態により、緊急に会議を公開しないこととする場合は、適用しない。

(議事録)

第5条 市長は、法第1条の4第7項の議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 出席者（傍聴人を除く。）の氏名
- (3) 協議又は調整に係る事項及びこれに関する出席者の発言
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、議事録を作成したときは、遅滞なくこれを市ホームページに掲載して公表するものとする。ただし、会議を非公開で実施した部分その他公表に適さない部分については、この限りでない。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

附 則

この要綱は、平成27年5月29日から施行する。